

笑顔をつなごう

主任児童委員ハンドブック

PR編



一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会

～主任児童委員のことを知ってもらうために～

主任児童委員制度が創設され 30 年が経ちますが、地域や学校、行政機関においても
まだまだ主任児童委員のことが知られていないということが課題となっています。

地域の身近な相談相手になるためには、主任児童委員のことを知ってもらうことが
必要であり、機会をとらえて PR 活動を行うことも大切です。

ここでは「笑顔をつなごう 主任児童委員活動ハンドブック」の PR 編として、活用できる
リーフレットやチラシ、市町村での PR 事例をご紹介します。

市町村での PR 活動の参考にいただければ幸いです。

主任児童委員部会



◇PR ツール◇

〈全民児連/チラシ/有料〉

こんにちは 民生委員・児童委員です。



〈県民児協/リーフレット/有料〉

民生委員・児童委員 主任児童委員



住民や関係者に理解を深めてもらう際に

役割や活動を知ってもらう際に

〈全民児連/三つ折りの名刺型/有料〉

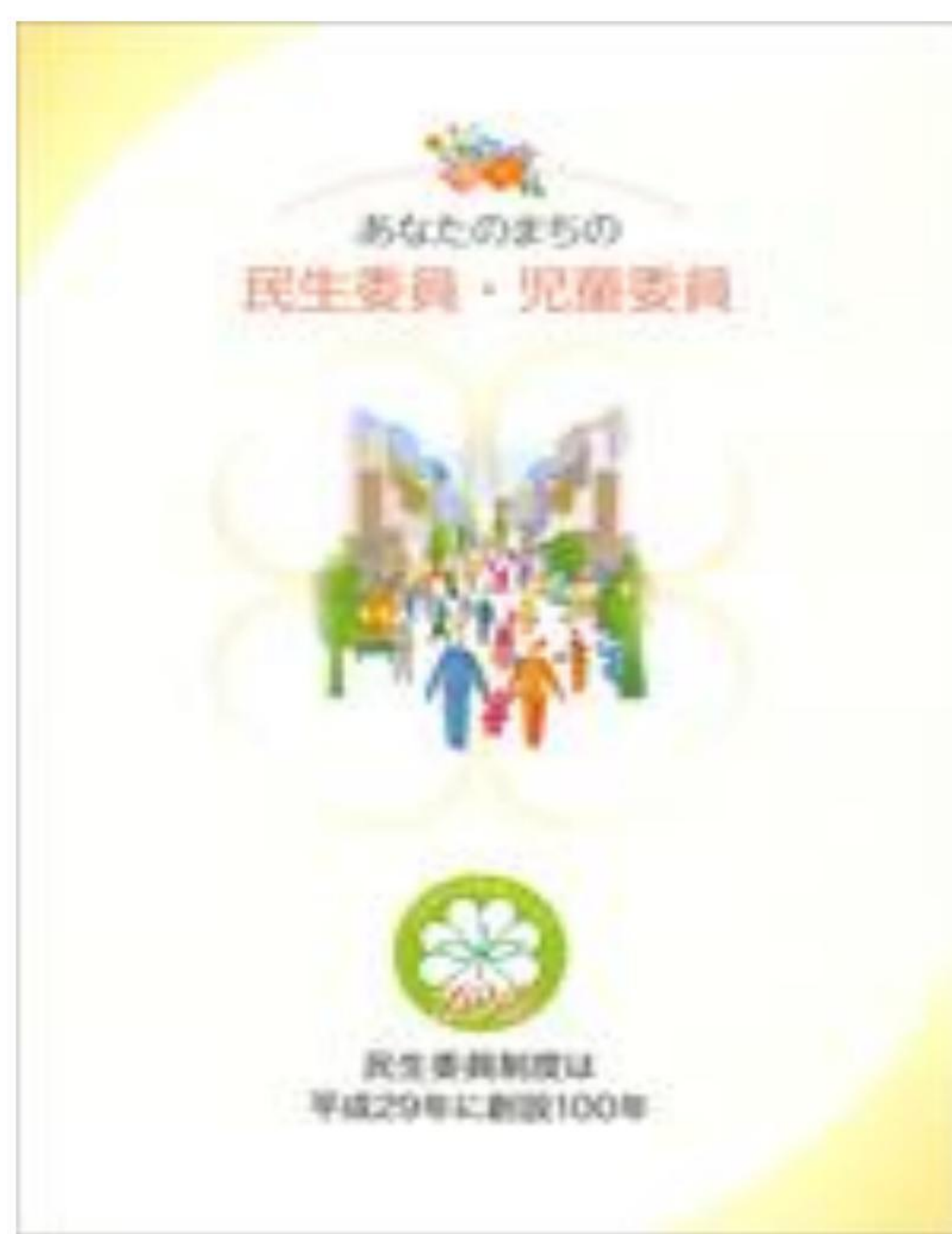
PR カード



名刺代わり、メッセージカード

〈全民児連/パンフレット/有料〉

あなたのまちの民生委員・児童委員



関係機関の理解を深めるための説明資料

〈全民児連/チラシ〉

知ってください！ 児童委員、主任児童委員



← 教育機関向け
活動紹介チラシ
(色：ピンク)



行政等 →
関係機関向け
活動紹介チラシ
(色：ブルー)



教育機関向け活動紹介

〈全民児連/チラシ〉

知ってください！ 児童委員、主任児童委員



行政等関係機関向け活動紹介

〈全民児連/ポスター・動画〉 ※サイズを変えてチラシとして配布できます。



全民児連のホームページ



パスワードは「ひろば」最終
ページに記載されています。



PR 動画
「あなたの
まちにも編
(long ver.)」



こんにちは！主任児童委員です



【連絡先】

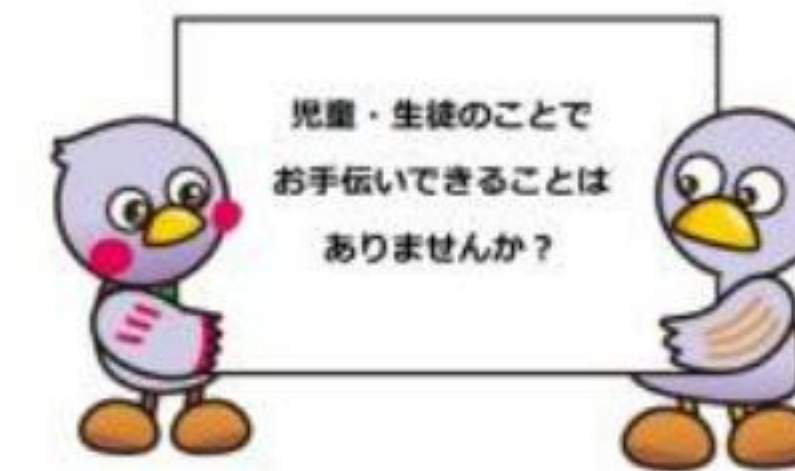
※各市町村事務局連絡先を記載

こんにちは！
主任児童委員です



埼玉県民生委員・児童委員協議会 発行

地域の力で子どもたちを支えます



児童・生徒のことで
お手伝いできることは
ありませんか？

主任児童委員にお声がけください。
地域の児童委員と協力し、相談内容に応じて関係機関による
支援への「つなぎ役」になります。

先生からの情報の秘密は、必ず守ります。
わたしたち児童委員・主任児童委員には
民生委員法第15条より守秘義務があります。

○民生委員は、厚生労働省から委嘱されています。
○民生委員は全員が「児童委員」を兼ねていることから、「民生委員・児童委員」と称します。
○その中で、児童福祉に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。
○主任児童委員の「主任」は職位ではなく、「主」に任じられているという意味です。

地域の主任児童委員が協力できること

○地域での児童・生徒の様子を見守ります

- ・登下校時や放課後、休日の様子
- ・公園や公共施設、コンビニ等での様子

○気になる児童・生徒の家庭の見守りに協力します

- ・児童・生徒の様子を報告
- ※日常の中で見守りをします
- ※学校からの依頼なく訪問することはありません

○専門の支援機関につなぎます

○“身近な相談相手”としてお話を聴かせていただきます

○地域の情報をお伝えします

- ・通学路の状況（危険箇所等）
- ・子どもの居場所（子ども食堂等）
- ・地域の行事（お祭り、イベント等）

○学校からのご相談により一層に対応を考えさせていただきます



教職員向け

- ・主任児童委員の立場や役割を理解してもらうために

みなさんの相談をいつでも承っています！



埼玉県教育委員会相談窓口

【電話相談】毎日24時間受付

0120-86-3192（通話無料）

【LINE相談】月曜日から金曜日 午後5時～午後10時 受付

県内の中学・高校に在籍する生徒を対象に

SNSを活用した相談窓口を設置しています。



こんにちは！
しゃんじどういん
主任児童委員です



子どもスマイルネット〜どんなことでも相談できる埼玉県の窓口〜

048-822-7007

毎日 午前10時30分～午後6時（祝日・12/19～1/3を除く）

埼玉県民生委員・児童委員協議会 発行

【連絡先】

※各市町村事務局連絡先を記載

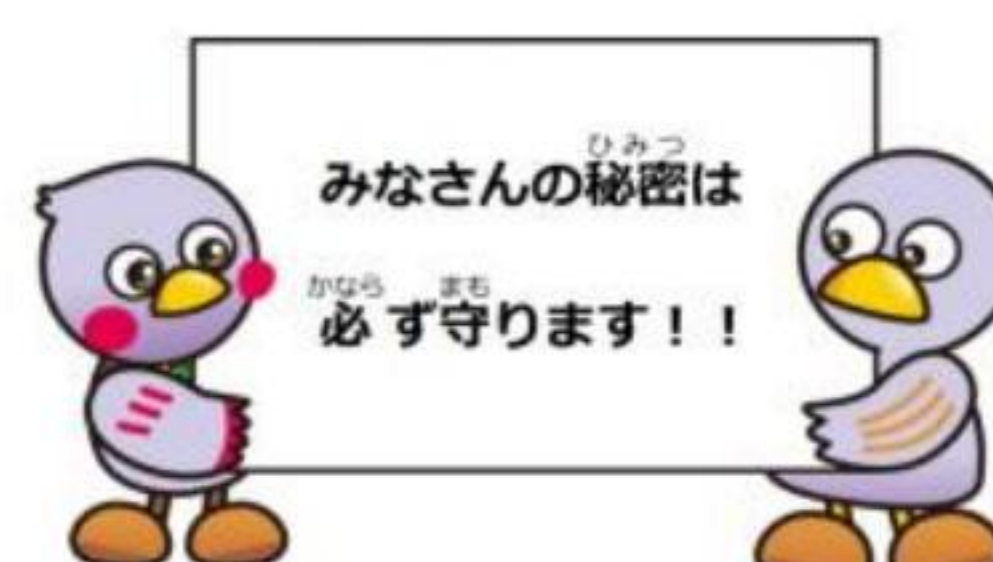
「主任児童委員についてください」

しゃんじどういん
主任児童委員って どんな人？

◇みなさんの住んでいる地域にいます。

◇みなさんが学校や地域で元気に楽しく安心して生活できるように見守りをしています。

◇困ったことがあったとき、みなさんの相談にのります。



みなさんの秘密は
必ず守ります！！

「いつもみんなのことを見守っているよ」

こんな心配ごと 悩みごとは
ありませんか？

学校のこと

友達のこと

自分のこと

家のこと

ひとりで悩まないで
相談してください

みなさんのそばには相談できる大人がいます

児童・生徒向け

- ・身近に相談できる大人がいることを知ってもらうために

- 主任児童委員部会にて新たに二種類のパンフレットを作成いたしました。埼玉県民生委員・児童委員協議会のホームページからダウンロードできます。
- 各市町村事務局の連絡先を記載し、ご活用ください。
- 各市町村作成のパンフレットは、引き続きご活用ください。

埼玉県民生委員・児童委員協議会
ホームページ



◇PR 事例◇

1. PR パンフレットの活用

- ・啓発活動の一環として、学校や地域に配布
- ・学校との連絡会にて先生方に配布・説明
- ・小・中学校の入学説明会にて新1年生の保護者に配布（活動内容の説明）
- ・年度初めに小・中学校、幼稚園、保育園に配布
- ・子育て支援活動・イベントの際に配布
- ・関連機関に挨拶に伺う際に配布
- ・参考資料として民生委員に配布
- ・主任児童委員の研修用として使用（学ぶ機会に使用）
- ・行政機関、児童センター等に設置
- ・乳幼児健診の際、保健センターからの案内に同封

2. 地域での PR 活動

- ・5月の民生委員・児童委員の日に合わせて、市役所にてPRパネルを展示
- ・子育て支援活動等の際、主任児童委員エプロン（市民児協にて制作）を着用
- ・「にこにこ子育て応援ガイド」への掲載
- ・広報誌への掲載
- ・ホームページへの掲載、防犯パトロール、ティッシュ等の啓発品の配布
- ・子ども食堂等を行っているNPO団体にボランティアとして参加
- ・中学校区ごとのふれあい推進事業（地域・学校・子どもたちが参加）に参加
- ・保健センターから依頼される未受診児訪問で説明
- ・学校行事や子育てイベントへの参加
- ・市内全校へ主任児童委員全員で訪問、児童・生徒にアピール
- ・町で行われるこどもフェスティバル等に参加、ブースのポスターに民児協と記載



☆事例を参考に、児童委員と共にPRしていきましょう！☆

◇参考◇

子どもたちを取り巻く問題（児童虐待・ヤングケアラー）について知ってもらうために、活用してみませんか。

こども家庭庁・埼玉県・埼玉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

〈こども家庭庁/「オレンジリボン・虐待防止推進キャンペーン」リーフレット・ポスター〉



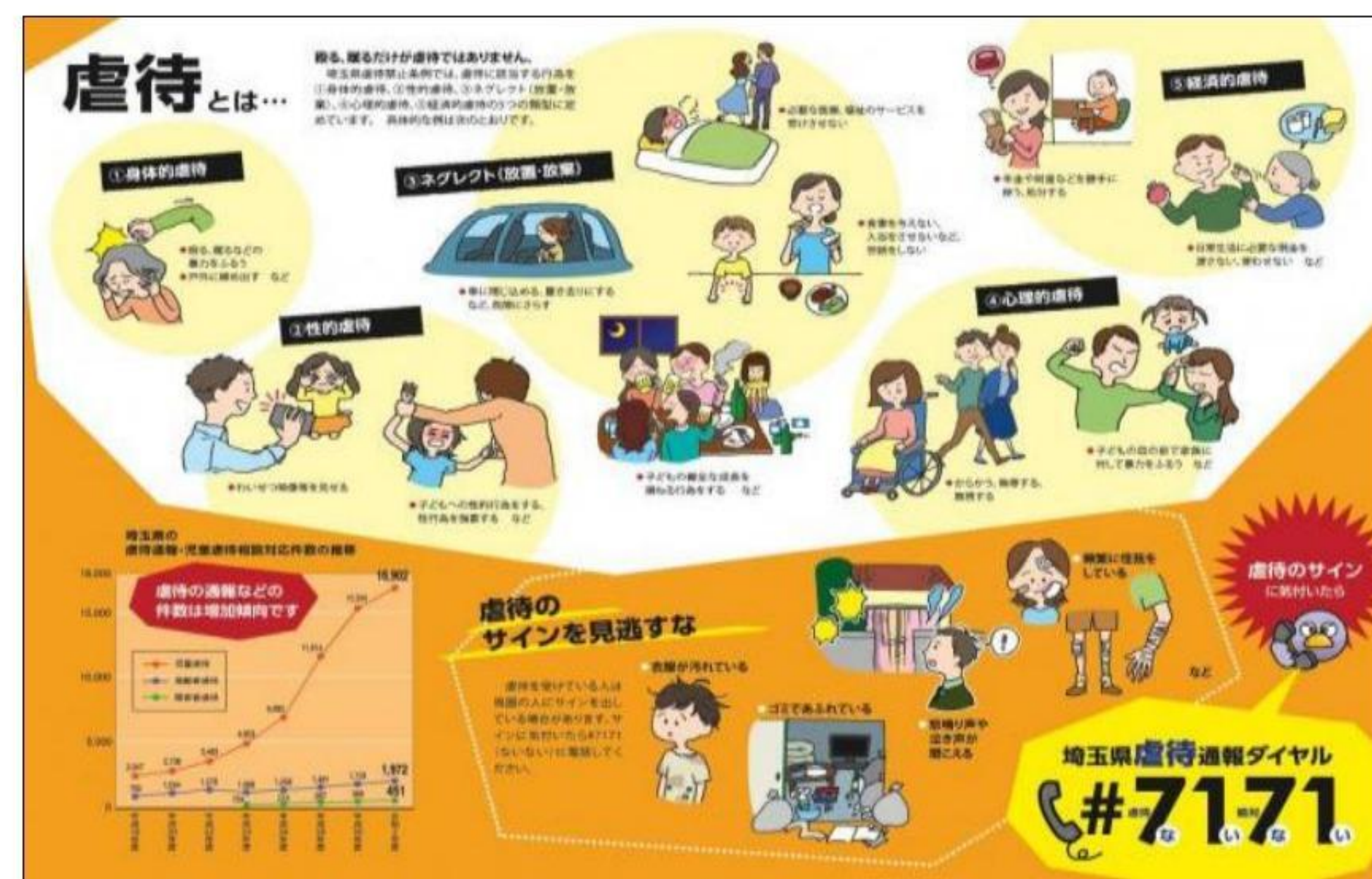
こども家庭庁 虐待防止

児童相談所虐待対応ダイヤル 189



親子のための相談 LINE

〈埼玉県/虐待通報ダイヤルリーフレット・チラシ〉



〈埼玉県教育委員会/児童虐待防止のためのリーフレット〉



※外国語版もあります

埼玉県 虐待通報ダイヤル



埼玉県教育委員会
児童虐待防止



〈こども家庭庁/ヤングケアラーリーフレット・ポスター〉



こども家庭庁 ヤングケアラー



〈埼玉県/ケアラー支援啓発リーフレット〉

知られていません 「ケアラー」のこと



ケアラーとは、子どもから大人まで様々な方がいます。ご自身で介護や子育てをしながら、家族や近所の方の介護や子育てをされている方もいます。また、ご自身の介護や子育てをしながら、家族や近所の方の介護や子育てをされている方もいます。

ケアラーとは、
家族などの身近な人に対して、
無償で介護、看護、日常生活上の
お世話や援助をしている方です。

ケアラーは特別な存在ではなく、誰もがなりうる身近なことです。

**誰にも相談できず、孤立している
ケアラーがいるかもしれません。**

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方です。また、ご自身の介護や子育てをしながら、家族や近所の方の介護や子育てをされている方もいます。

**例えば、こんな方が
あなたの周りにいませんか？**

- ・独居で介護や子育てをされている方
- ・仕事を休めて介護や子育てをしている方
- ・病気や高齢で介護や子育てをしている方
- ・仕事と介護や子育ての両方を担っている方

**孤立しているケアラーがいたら
話を聞いてあげてほしい**

「家族や近所の方の介護や子育てをしながら、ご自身の介護や子育てをされている方」は、孤立している方が多くいます。孤立している方は、相談先がなく、孤独感を感じやすいです。孤立している方を支援するためには、孤立している方を発見し、孤立している方を支援することが重要です。

相談先など

ケアラー支援センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター

問合せ

埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター

〈埼玉県/ヤングケアラー支援啓発リーフレット〉

ケアをしている 子どもたちがいます



**「ヤングケアラー」を
知っていますか？**

ヤングケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている18歳未満の方です。

誰にも相談できず、孤立している
ヤングケアラーがいるかもしれません

ヤングケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている18歳未満の方です。また、ご自身の介護や子育てをしながら、家族や近所の方の介護や子育てをされている方もいます。

ヤングケアラーの例

- ・家族の介護や子育てをしながら、学校や部活をしている方
- ・家族の介護や子育てをしながら、アルバイトをしている方
- ・家族の介護や子育てをしながら、ボランティア活動をしている方
- ・家族の介護や子育てをしながら、社会活動をしている方

ヤングケアラーは以下のようなケアを担っています

- ・家族の介護や子育てをしながら、学校や部活をしている方
- ・家族の介護や子育てをしながら、アルバイトをしている方
- ・家族の介護や子育てをしながら、ボランティア活動をしている方
- ・家族の介護や子育てをしながら、社会活動をしている方

ヤングケアラーに関する相談

相談先など
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター

問合せ

埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター
埼玉県福祉センター

埼玉県 ケアラー・ヤングケアラー支援





埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和6年12月9日 発行